

長野県迷惑行為等防止条例（昭和39年7月13日県条例第86号）

最終改正：令和3年12月20日

○長野県迷惑行為等防止条例

昭和39年7月13日

県条例第86号

改正 昭和59年7月県条例第22号、12月第34号、平成4年3月第4号、14年10月第48号、20年3月第24号、令和3年12月第39号

「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」をここに公布する。

長野県迷惑行為等防止条例

〔題名改正・令和3年県条例第39号〕

（目的）

第1条 この条例は、県民及び滞在者等に著しく迷惑をかける行為等を防止し、もつてその平穏な生活を保持することを目的とする。

（適用上の注意）

第2条 この条例の適用にあつては、県民及び滞在者等の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱しないようにしなければならない。

（粗暴行為の禁止）

第3条 何人も、道路、公園、広場、駅、興行場、飲食店その他公衆が出入する場所（以下「公共の場所」という。）又は汽車、電車、乗合自動車その他公衆が利用できる乗物（以下「公共の乗物」という。）において、多数で、うろつき、又はたむろして、通行人、入場者、乗客等の公衆に対し、いいがかりをつけ、すごむ等不安を覚えさせるような言動をしてはならない。

2 何人も、祭礼又は興行その他の娯乐的催物に際し、多数の人が集まっている公共の場所において、正当な理由がなく、わめき、人を押しつけ、物を投げ、物を破裂させる等、その場所における混乱を誘発するような行為又は助長するような行為をしてはならない。

3 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、正当な理由がなく、刃物、鉄棒、木刀その他人の身体に危害を加える器具として使用することができる物（以下この項において「危険器具」という。）を振り回し、突き出す等危険器具を用いて他人に不安を覚えさせるような行為をしてはならない。

（卑わいな行為の禁止）

第4条 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、みだりに、他人を著しく羞恥させ、又は不安を覚えさせるような方法で、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

（1）他人の身体に、直接又は衣服等の上から触れる行為

（2）前号に掲げるもののほか、他人に対する卑わいな言動（次項から第4項までのいづれかに該当するものを除く。）

2 何人も、みだりに、他人を著しく羞恥させ、又は不安を覚えさせるような方法で、衣

服等で覆われている他人の身体又は下着をのぞき見し、又は撮影してはならない。

3 何人も、みだりに、他人を著しく羞恥させ、又は不安を覚えさせるような方法で、住居、浴場、更衣場、便所その他人が通常衣服の全部又は一部を着けない状態であるような場所に当該状態である他人の姿態をのぞき見し、又は撮影してはならない。

4 何人も、第2項又は前項の規定による撮影の目的で、写真機、ビデオカメラその他これらに類する機器を他人に向け、又は設置してはならない。

(不当な金品の要求行為の禁止)

第5条 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、通行人、入場者、乗客等の公衆に対し、立ちふさがり、つきまとい、いいがかりをつける等著しく迷惑を覚えさせるような言動で金品を要求してはならない。

(押売り行為等の禁止)

第6条 何人も、公共の場所若しくは公共の乗物において、又は住居その他、人の現在する建造物を訪れて、物品の売買、配布、修理若しくは加工、遊芸その他の役務の提供又は広告若しくは寄附の募集(以下「売買等」という。)を行うに際し、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 不特定の者又は住居若しくは建造物に現在する人(以下「住居等に現在する人」という。)に対し、犯罪の前歴又は暴力的性行をほのめかし、住居、建造物又は器物にいたずらする等不安を覚えさせるような言動

(2) 依頼又は承諾がないのに、不特定の者又は住居等に現在する人に対し、売買等(物品の売買並びに広告及び寄附の募集を除く。)を行つて、その対価をしつように要求する行為

(3) 売買等の申込みを断られたのにもかかわらず、住居又は建造物において、座り込み、しつように物品を展示する等速やかにその場から立ち去らないで住居等に現在する人に対し、著しく迷惑を覚えさせるような行為

(4) 不特定の者又は住居等に現在する人に対し、身分、物品の価格、物品の内容その他の事実を著しく誤解させるような表示又は言動

(景品買行為の禁止)

第7条 何人も、遊技場(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第23条第1項に規定する営業をいう。以下同じ。)の営業所又はその付近において、遊技場の営業者が遊技客に賞品として交付した物品を転売するため、又は転売する目的を有する者に交付するため、うろつき、又は遊技客につきまとい、当該物品を買い、又は買おうとしてはならない。

(乗車券等の不当な転売行為の禁止)

第8条 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、不特定の者に対し、転売する目的で得た乗車券、急行券、指定席券、寝台券その他の輸送機関を利用し得る権利を証する物又は入場券、観覧券その他の娯楽施設を利用し得る権利を証する物を、うろつき、又はつきまとい、又は売ろうとしてはならない。

(座席等の不当な供与行為の禁止)

第9条 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、不特定の者に対し、座席、座席を占めるための列の順位又は駐車場所（以下「座席等」という。）を占める便益を、座席等を占め、うろつき、又はつきまとつて対価を得て供与し、又は供与しようとしてはならない。

（不当な客引行為等の禁止）

第10条 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 人の性的好奇心をそそる見せ物、物品若しくは行為又はこれらを仮装したものの観覧、販売又は提供について、客引きをし、又は人に呼び掛け、若しくはビラその他これに類する物を配布し、若しくは提示して客となるよう誘引をする行為
 - (2) 歓楽的雰囲気を醸し出す方法により異性の客をもてなして飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供について客引きをし、又は当該提供に係る行為のうち、人の通常衣服等で覆われている身体若しくは下着に接触し、又は接触させる卑わいなものについて、人に呼び掛け、又はビラその他これに類する物を配布し、若しくは提示して客となるよう誘引をする行為
 - (3) 人の性的好奇心をそそる行為を提供する営業又は歓楽的雰囲気を醸し出す方法により異性の客をもてなして飲食をさせる営業に関する情報の提供について、客引きをし、又は利用者に対して勧誘をする行為
 - (4) 深夜（午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。）において専ら人の身体に接触する役務又はこれを仮装したものの提供について、客引きをする行為
 - (5) 売春類似行為をするため、客引きをし、又は客待ちをする行為
 - (6) 前各号に掲げる行為のほか、身体又は衣服をとらえ、所持品を取りあげる等しつように客引きをする行為
- 2 何人も、対価を供与し、又はその供与の約束をして、他人に前項の規定に違反する行為をさせてはならない。
 - 3 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、歓楽的雰囲気を醸し出す方法により異性の客をもてなして飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供（当該提供に係る行為のうち、人の通常衣服等で覆われている身体若しくは下着に接触し、又は接触させる卑わいなものである場合を除く。）について、人に呼び掛け、又はビラその他これに類する物を配布し、若しくは提示して客となるよう誘引をしてはならない。
 - 4 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、人の性的好奇心をそそる行為を提供する営業又は歓楽的雰囲気を醸し出す方法により異性の客をもてなして飲食をさせる営業に関する情報の提供について、人に呼び掛け、又はビラその他これに類する物を配布し、若しくは提示して客又は利用者となるよう誘引をしてはならない。
 - 5 警察官は、前2項の規定に違反して誘引を行っていると認められる者に対し、当該誘引をする行為をやめるべきことを命ずることができる。
 - 6 何人も、第1項第1号から第3号までに掲げる行為（以下この項及び次項において「客引き等」という。）の状況等を勘案してこの項の規定による規制を行う必要性が高いと認

められるものとして長野県公安委員会が別に定める区域内の公共の場所において、客引き等を行う目的で、公衆の目に触れるような方法で客引き等の相手方となるべき者を待つてはならない。

- 7 警察官は、前項の規定に違反して客引き等の相手方となるべき者を待つていると認められる者に対し、当該客引き等の相手方となるべき者を待つ行為をやめるべきことを命ずることができる。

(モーターボート等による危険行為の禁止)

第11条 何人も、人が遊泳し、又は人が手こぎのボートその他の小舟で回遊している付近の水面において、遊泳し、又は手こぎのボートその他の小舟に乗っている者を困惑させるため、モーターボートその他の原動機を用いて推進する舟、水上スキー又はヨットを疾走させ、急回転させ、又は縫航させてはならない。

(スキー等による危険行為の禁止)

第12条 何人も、スキー、スケートその他これらに類するスポーツ（以下この条において「スキー等」という。）を行う場所において、スキー等を行うに際し、スキー等を行つている者を困惑させるため、その直前で急停止し、急回転し、横断してはならない。

(登山、ハイキング又はキャンプ場における危険行為等の禁止)

第13条 何人も、登山、ハイキング又はキャンプを行う場所において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 進路を示す道標の方向を換える等、登山等を行つている者に対し、進路を誤らせるおそれのある行為
- (2) 岩石、雪塊等を落とし、又は転がして、登山等を行つている者に対し、危険を覚えさせるような行為
- (3) 他人が使用しているテント、バンガロー等の仮泊施設の入口に立ちふさがり、その内部をのぞき見し、又はその施設にいたずらして、その施設の利用者に対し、著しく迷惑を覚えさせるような行為

(嫌がらせ行為の禁止)

第14条 何人も、正当な理由がなく、専ら、特定の者に対する妬み、恨みその他の悪意の感情又は自己の性的欲求を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次に掲げる行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1項に規定するつきまとい等を除く。）を反復して行つてはならない。この場合において、第1号から第4号まで及び第5号（電子メールの送信等（同条第2項に規定する電子メールの送信等をいう。第5号において同じ。）に係る部分に限る。）に掲げる行為については、身体の安全、住居等（住居、勤務先、学校その他その現に所在する場所又は通常所在する場所をいう。第1号において同じ。）の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限るものとする。

- (1) つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居等の付近において見張りをし、

- 住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。
- (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (3) 面会その他の義務のないことを行うことを要求すること。
 - (4) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - (5) 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、文書を送付し、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。
 - (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、凶画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くこと。

（罰則）

第15条 第4条又は前条の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 常習として第4条又は前条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第16条 第10条第2項の規定に違反した者は、100万円以下の罰金に処する。

2 常習として第10条第2項の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第17条 第3条、第5条から第9条まで、第10条第1項又は第11条から第13条までの規定に違反した者は、50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

2 常習として第3条、第5条から第9条まで、第10条第1項又は第11条から第13条までの規定に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第18条 第10条第5項の規定による警察官の命令に違反した者は、30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

第19条 第10条第7項の規定による警察官の命令に違反した者は、20万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

（両罰規定）

第20条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第16条から前条まで（第17条にあつては、第10条第1項の規定に違反した場合に限る。）の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和39年8月1日から施行する。
(押売等防止条例の廃止)
- 2 押売等防止条例（昭和31年長野県条例第57号）は、廃止する。
(罰則の経過処置)
- 3 この条例の施行前にしたこの条例による廃止前の押売等防止条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和59年7月9日県条例第22号）

この条例は、昭和59年7月20日から施行する。

附 則（昭和59年12月24日県条例第34号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和60年2月13日から施行する。

附 則（平成4年3月19日県条例第4号）

この条例は、平成4年5月7日から施行する。

附 則（平成14年10月21日県条例第48号）

この条例は、平成14年12月1日から施行する。

附 則（平成20年3月24日県条例第24号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。
(罰則に関する経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和3年12月20日県条例第39号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年2月1日から施行する。
(罰則に関する経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。